

医政発0305第8号

平成30年3月5日

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

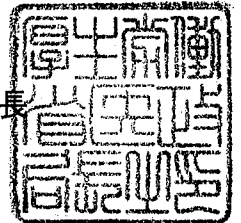
つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

平成30年3月5日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

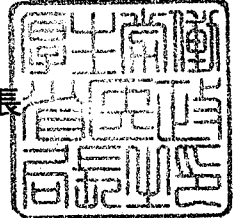
つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取り組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体宛てにも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

平成30年3月5日

一般社団法人 全国医学部長病院長会議 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

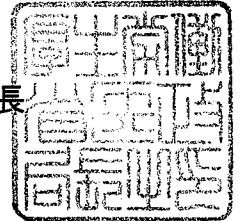
つきましては、貴会議におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取り組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛にも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

平成30年3月5日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

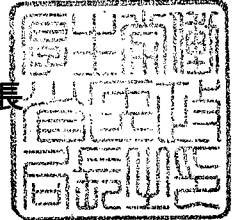
緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取り組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

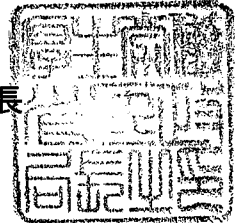
緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取り組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛ても同内容を通知しておりますので、御了知願います。

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

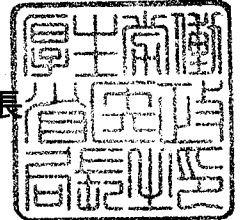
つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取り組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛にも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

平成30年3月5日

公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

つきましては、貴会におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、緊急対策においてすべての医療機関において取組むことが求められている項目のうち労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項を含んでおり、これらについては速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応いただくとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、個々の医療機関が取組を行う際の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同内容を通知しておりますので、御了知願います。